(災害対策特別委員会)

災 害 弔 慰 金 \mathcal{O} 支 給 等 12 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 (衆 第 一二号) (衆 議 院 提 出 要 남

本 法 律 案 は 災 害 援 護 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け を 受 け た 者 が 置 か れ 7 1 る 状 況 等 に 鑑 み、 償 還 金 \mathcal{O} 支 払 猶 予 償 還 免

除 \mathcal{O} 対 象 範 开 \mathcal{O} 拡 大 償 還 免 除 \mathcal{O} 特 例 市 町 村 に お け る 合 議 制 \mathcal{O} 機 関 \mathcal{O} 設 置、 制 度 \mathcal{O} 周 知 徹 底 等 に 0 1

て

定

 \Diamond ょ う ع す る t \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お り で あ る

市 町 村 は 災 害 そ \mathcal{O} 他 政 令 で 定 \Diamond る B む を 得 な 11 理 由 に ょ り、 災 害 援 護 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け を 受 け た 者 が 支

期 日 12 償 還 金 を 支 払 うことが 著 L < 木 難 12 な 0 た と 認 \Diamond 5 れ る とき は、 償 還 金 \mathcal{O} 支 払 を 猶 子 す ること が で

きることとする。

市 町 村 は 災 害 援 護 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け を受 け た 者 が 死 亡 L たと き 又 は 精 神 若 L < は 身 体 に 著 L 1 障 害 を 受 け

た た 8 災 害 援 護 資 金 を 償 還 す る ことが で き な < な 0 た と 認 8 5 れ る と き に 加 え、 災 害 援 護 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け を

受 け た 者 が 破 産 手 続 開 始 \mathcal{O} 決 定 又 は 再 生 手 続 開 始 \mathcal{O} 決 定 を受け たとき は 当 該 災 害 援 護 資 金 0 償 還 未 済 額

の全部又は一部の償還を免除することができることとする。

三 市 町 村 は ۲ \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規 定 に ょ り、 償 還 金 \mathcal{O} 支 払 を猶予 į 又 は 災 害 援 護資 金 0) 償 還 未 済 額 \mathcal{O} 全 部 若 L

払

保 受 < け 証 は た 人 に 者 部 報 又 \mathcal{O} 告 は 償 そ 還 を 求 \mathcal{O} を 保 免 \otimes 除 証 又 人 す は \mathcal{O} る 官 収 か 否 公 入 署 又 か に は を 資 判 対 産 断 L す 必 \mathcal{O} 要 状 る た な 況 文 8 に 書 12 9 \mathcal{O} 11 必 て、 閲 要 覧 が 若 災 あ L 害 る < 援 と 護 認 は 資 資 8 料 金 る لح \mathcal{O} \mathcal{O} 提 貸 き 供 は 付 を け 求 を 災 受 \Diamond 害 る け 援 こことが た 護 者 資 若 金 で L \mathcal{O} きること < 貸 は 付 そ け \mathcal{O} を

兀 市 町 村 は 災 害 弔 慰 金 及 び 災 害 障 害 見 舞 金 \mathcal{O} 支 給 に 関 す る 事 項 を 調 查 審 議 す る た め 条 例 \mathcal{O} 定 め る

す

る

ろ に ょ り、 審 議 会 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 合 議 制 \mathcal{O} 機 関 を 置 < ょ う 努 \Diamond る Ł \mathcal{O} لح す る。

五. う、 玉 災 は 害 弔 災 慰 害 金 弔 及 慰 び 金 災 及 害 び 障 災 害 害 見 障 舞 害 金 見 \mathcal{O} 舞 支 金 給 \mathcal{O} 支 並 \mathcal{U} 給 に 並 災 てバ 害 に 災 援 護 害 資 援 金 護 \mathcal{O} 資 貸 金 付 \mathcal{O} け 貸 に 付 関 け す \mathcal{O} 申 る 制 請 度 \mathcal{O} \mathcal{O} 機 周 会 が 知 徹 確 底 保 さ を 义 れ る る ょ

六 市 町 村 は 被 災 者 生 活 再 建 支 援 法 附 則 12 規 定 す る 都 道 府 県 \mathcal{O} 基 金 12 対 す る 資 金 \mathcal{O} 拠 出 が あ 0 た 日 と L 7

内

閣

総

理

大

臣

が

告

示

す

る

日

前

に

生

じ

た

災

害

12

係

る

災

害

援

護

資

金

に

0

11

7

当

該

災

害

援

護

資

金

 \mathcal{O}

貸

付

け

を

受

 \mathcal{O}

لح

す

る

け た 者 が そ \mathcal{O} 収 入 及 び 資 産 \mathcal{O} 状 況 に ょ ŋ 当 該 災 害 援 護 資 金 を 償 澋 す る <u>こ</u>と が 著 L < 木 難 で あ る لح 認 \otimes 5 れ

る 場 合 とし 7 内 閣 府 令 で 定 \Diamond る 場 合 に は 当 該 災 害 援 護 資 金 \mathcal{O} 償 還 未 済 額 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 償 還 を 免 除 す

す ることができることとし、 る 額 \mathcal{O} 貸 付 金 \mathcal{O} 償 還 を 免 免 除 す 除 る L た 場 ŧ \mathcal{O} とするととも 合 に は 都 道 に、 府 県 は、 玉 は 当 当 該 該 市 町 都 道 村 12 府 県 対 に し、 対 そ し、 \mathcal{O} そ 免 除 \mathcal{O} 免 L 除 た L 金 た 額 12 金 額 相 \mathcal{O} 当

 \equiv 一分 \mathcal{O} に 相 当 す る 額 \mathcal{O} 貸 付 金 \mathcal{O} 償 還 を 免 除 す る ŧ \mathcal{O} とす る。

七 平 成三十 年 兀 月 _ 日 前 に 生 じ た 災 害 に 係 る 災 害 援 護 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け を受 け た 者 \mathcal{O} 保 証 人 に 対 L て 有 す る

権 利 に 0 V) て、 市 町 村 が 当 該 災 害 援 護 資 金 \mathcal{O} 償 還 期 間 \mathcal{O} 終 期 か 5 + 年 を 経 過 し た 後 に 地 方 自 治 法 \mathcal{O} 規 定

に ょ り 議 会 \mathcal{O} 議 決 を 経 て 当 該 権 利 を 放 棄 L た と き は、 都 道 府 県 は 当 該 市 町 村 に 対 し、 当 該 保 証 人 \mathcal{O} 保 証

を 受 け た 者 で あ 0 7 内 閣 府 令 で 定 \otimes る 事 由 が あ る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 災 害 援 護 資 金 \mathcal{O} 償 還 未 済 額 に 相 当 す る 額 \mathcal{O} 貸 付 金

 \mathcal{O} 償 還 を 免 除 す る t 0 لح す るとと ŧ に、 玉 は 当 該 都 道 府 県 に 対 し、 そ 0) 免 除 L た 金 額 \mathcal{O} 三 分 \mathcal{O} に 相 当

す る 額 \mathcal{O} 貸 付 金 \mathcal{O} 償 還 を 免 除 す る ŧ \mathcal{O} と す る。

八 ک \mathcal{O} 法 律 は 令 和 元 年 八 月 日 カ 5 施 行 することとする。

九

そ

0

他

所

要

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

整

備

を

行

うこととする。